

○八尾市社会福祉審議会条例

令和 2 年 3 月 27 日 条例第 17 号

八尾市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する合議制の機関として同条に規定する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第 9 条第 1 項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあつては 3 年以内とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあつては当該特定の事項が終了するまでとする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長の職務代理)

第 5 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があつたときは、審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)の互選によりこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 審議会又は専門分科会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(八尾市障害者施策推進協議会条例の廃止)
- 2 八尾市障害者施策推進協議会条例(昭和52年八尾市条例第14号)は、廃止する。
(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)
- 3 執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(八尾市介護保険条例の一部改正)
- 4 八尾市介護保険条例(平成12年八尾市条例第18号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

(八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「八尾市児童福祉審議会」を「八尾市社会福祉審議会」に改める。

(1) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）第4条第1項

(2) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）第4条第1項

(3) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）第4条第1項

(4) 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）第4条第1項

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕